

第6回 菊川流域委員会 議事概要（案）

1. 開会

2. 挨拶

- ・ 挨拶（浜松河川国道事務所 尾藤事務所長）

3. 議事

(1) 菊川流域委員会 第5回流域委員会 議事概要の確認

- ・ 議事概要について説明し、委員の承認を得ました。

(2) 第5回流域委員会 委員からの質問に対する回答について

- ・ 特に意見なし。

(3) 菊川水系河川整備計画 素案について

- ・ 主に次のような意見をいただきました。

No	委員からの質問内容	事務局からの説明内容
1	第4章 第1節 第1項(7) P4-5 “施設の能力を上回る洪水等への対策” 「施設の構造や運用を工夫」、「決壊までの時間を少しでも引き延ばす」と記載されているが、これは土囊など水防活動のことか、放水路など流域変更をイメージするものか。	堤防天端および裏法尻を補強することで、破堤しにくくする対策を、今後5年間で集中して実施していく。
2	第4章 第1節 第1項(7) P4-5 “施設の能力を上回る洪水等への対策” 農地を利用して霞堤等により洪水を逃す対策を将来考えているか？	最大起こりうる洪水を想定し、被害を最小化するため、避難のためにできるだけ時間を稼ぐような対応を考えている。想定最大洪水を流した時の影響を見ながら、どこに施設を配置していくかを考えていきます。
3	第4章 第1節 第1項(7) P4-5 “施設の能力を上回る洪水等への対策” 『円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため』と水防活動は支援のみとなっているが、水防活動自体をやるべきと思うので記載した方が良いのではないか。	所内で調整し、次回報告する。 資料-2-2③

No	委員からの質問内容	事務局からの説明内容
4	<p>第4章 第1節 第1項(4) P4-4</p> <p>“高潮対策”</p> <p>伊勢湾台風と同規模の台風再来と記載があるが、高潮計画は伊勢湾台風が目標となっているのか。</p>	<p>高潮計画は伊勢湾台風が目標となっている。</p>
5	<p>第3章 第1節 第4項 P3-2</p> <p>“地震・津波対策”</p> <p>津波対策で、「守りきれない規模の津波に対しては」とありますが、「施設で守りきれない規模の津波に対しては」に修正した方が良い。</p>	<p>指摘を踏まえ、修正する。</p> <p>資料-2-2⑤</p>
6	<p>第4章 第1節 P4-1</p> <p>“河川の整備に関する事項”</p> <p>河川の整備の実施に関する事項について文章が長いので、PDCAサイクルで管理する内容と、特に河道掘削の際には重点的に実施するという二つの文章に分けてはどうか。</p>	<p>指摘を踏まえ、修正する。</p> <p>資料-2-2⑥</p>
7	<p>第4章 第2節 第2項(3) P4-18</p> <p>“気候変動による影響のモニタリング”</p> <p>渇水時の対応について、洪水関連では温暖化による影響が記載されているが、温暖化による渇水頻度も変化してくると思うので、分析評価を行う趣旨の内容を記載した方が良い。</p>	<p>所内で調整し、次回報告する。</p> <p>資料-2-2⑦</p>
8	<p>第4章 第2節 第1項 P4-9</p> <p>“洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項”</p> <p>堤防断面の整備率や流下能力など幾つか数字が書かれている。計画なので細かい目標は書かないかもしれないが、このくらいの情報は記載していくと良い。</p>	<p>目標については、書けるところはできる限り書いていく方針で進めております。</p>
9	<p>第4章 第2節 第1項(2) P4-9</p> <p>“河川の測量・調査”</p> <p>河川の測量・調査について、同じ文章が入っているので確認していただきたい。</p>	<p>指摘を踏まえ、修正する。</p> <p>資料-2-2⑨</p>

No	委員からの質問内容	事務局からの説明内容
10	第4章 第2節 第1項(13) P4-15 “洪水の氾濫に備えた社会全体での対応” 『静岡県及び沿川の2市』とあるが、沿川に2市しかないため、具体的な市名を示すべきと思われる。	指摘を踏まえ、修正する。 資料-2-2⑩
11	第4章 第2節 第1項(8) P4-14 “不法行為に対する監督・指導” 菊川には不法係留はありますか？河口にマリーナがあるから不法係留はないと思って良いか。	不法係留は報告されていない。
12	第4章 第2節 第1項(13) P4-17 “的確な水防活動の促進” 洪水氾濫に備えた社会全体での対応において、『水防連絡協議会等を通じて重要水防箇所の周知』とあるが、「水防連絡会等」に修正すべきと思われる。	指摘を踏まえ、修正する。 資料-2-2⑫
13	第4章 第2節 第2項(2) P4-18 “渇水時の対応” 協議会は管理者で構成されていることから「情報を共有」という表現は適切でないと思う。対策を講じるのは大井川の水は静岡河川で、大井川から取水した水は浜松河川国道となることから、「協議会の情報を受け」が良いのではないか。また、対策を講じる場合に「必要」と思う人は誰のことか。静岡河川か浜松河川国道か曖昧な感じがする。	所内で調整し、次回報告する。 資料-2-2⑬
14	第4章 第2節 第1項(6) P4-14 “水門等の老朽化対策” 水門等の老朽化対策において、『水門等の施設の経年劣化が進み機能の適合性に問題が生じた場合には』とあるが、「機能の適合性」はわかりにくいので修正した方が良い。	指摘の通り修正しました。 資料-2-2⑭
15	第4章 第1節 第1項 P4-1 “洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項” 高水護岸の整備が下流に見られないが、既に整備済みなのか、対策が不要なのか。	護岸整備の必要箇所について、洪水時の流速で評価している。下流部は河道掘削に関連して低水護岸は整備するが、流速の観点で新たに高水護岸が必要な箇所はない。

4. 閉会

- ・ 次回委員会開催については、11月以降の開催で日程調整を行い、案を提示することを確認し、閉会した。